

学則の変更の趣旨等を記載した書類

ア 学則変更（収容定員変更）の内容

目白大学短期大学部（以下「本学」という。）に設置する製菓学科、ビジネス社会学科、歯科衛生学科のうち、製菓学科とビジネス社会学科について入学定員及び収容定員を以下のとおり変更する。

【表1】目白大学短期大学部 変更前後の入学定員・収容定員数

学科名	入学定員 (現在)	収容定員 (現在)	入学定員 (変更後)	収容定員 (変更後)	収容定員の差分
製菓学科	55	110	50	100	-10
ビジネス社会学科	75	150	60	120	-30
歯科衛生学科	60	180	60	180	0
合計	190	440	170	400	-40

イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

本学の第5次中期目標・中期計画（令和6～10年度）を、文部科学省の「令和6年度少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援【メニュー1：キラリと光る教育力】」事業に採択された計画に基づき、本学が地域にとって不可欠な人材育成機関であり教育研究機関として存続し、地域とともに共栄し続けたいという観点から、この5か年をさらにその先の5年、10年、15年の準備期間と位置付け、新しいパラダイム実現に向けたフレームワークの整備に充てる。本学では令和6年度より収容定員充足率が90%を下回り、令和6年度において85%、令和7年度において86%である。このまま乖離が拡大した場合、修学支援制度の対象校から外れるなど、極めて厳しい先行きの見通しとなる。新たに開拓に挑戦し育成する学生の教育に集中する意味で、その数以上の定員を減じ、まずは100%の充足率を安定推移させる。この5か年においては適切な規模へのスリム化を図ることが不可避であると判断し、前述（ア）のとおり学生募集定員を変更し、将来を見据えた資源の選択と集中を同時に進める。

【表2】目白大学短期大学部 過去5年間の収容定員充足率（各年度5月1日時点）

大学・学部等名	項目	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	平均収容 定員充足率
目白大学短期大学部 (合計)	収容定員充足率	0.86	0.85	0.95	1.03	0.97	0.93
	在籍者数	381	374	422	457	429	
	収容定員	440	440	440	440	440	
製菓学科	収容定員充足率	0.63	0.75	0.99	1.11	1.05	0.9
	在籍者数	70	83	109	123	116	
	収容定員	110	110	110	110	110	
ビジネス社会学科	収容定員充足率	1	0.83	0.84	1.04	1.16	0.97
	在籍者数	150	125	126	156	174	
	収容定員	150	150	150	150	150	
歯科衛生学科	収容定員充足率	0.89	0.92	1.03	0.98	0.77	0.91
	在籍者数	161	166	187	178	139	
	収容定員	180	180	180	180	180	

ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

（１）教育課程の変更内容

文部科学省の「令和６年度少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援【メニュー１：キラリと光る教育力】」事業に採択された通り、ビジネス社会学科の基礎教育科目においては、地域連携に関連した基礎的な科目の新設及びそれに伴う既存科目の削除等調整を行う。また、同学科の専門教育科目においては、地域連携に関係した科目を設置する。

（２）教育方法及び履修指導方法の変更内容

収容定員変更に伴う教育方法及び履修指導方法の変更は行わない。

本学はカリキュラム・ポリシーに全学科共通の教育方法として以下２点を定めている。

- ① 学生の能動的な学修の充実に向けた少人数のグループワーク、集団討論等のアクティブ・ラーニングの充実を図る。
- ② 教員と学生との距離が近いという本学の教育実施体制の特長をいかし、クラス担任、ゼミ担当教員等を中心に、組織的できめ細やかな教育指導を行う。

これらの方針に基づき、クラス人数あるいは履修者数を管理しており、収容定員変更後も同等の内容を担保する。

なお、製菓衛生師受験資格関連科目については、クラス数、授業形態における合同授業の有無など従前の基準に従い、収容定員変更後も同等の内容を担保する。

（３）教員組織への変更内容

収容定員変更に伴う教員組織の変更は行わない。収容定員変更前後の短期大学設置基準上の必要教員数は変わらず、令和８年度の教員数は以下のとおりである。

【表３】目白大学短期大学部 設置基準上必要な教員数及び令和８年度教員数

目白大学短期大学部	設置基準上の必要教員数		令和８年度	
	基幹教員数		基幹教員数	
		(うち教授)		(うち教授)
製菓学科	5	2	7	3
ビジネス社会学科	7	3	9	3
歯科衛生学科	10	3	10	4
(小計)	22	8	26	10
入学定員に応じ定める専任教員数	4	2	—	—
合計	26	10	26	10
比率 (定員／教員数)	—		15.4人	

（４）施設・設備の変更内容

収容定員変更に伴う施設・設備の変更は行わない。

校地・校舎・設備については短期大学設置基準及び製菓衛生師養成施設の指定基準を上回っており、収容定員変更後も同等の内容を担保する。